

災害時等の災害廃棄物の  
処理等に関する協定書

長 野 県

社団法人長野県産業廃棄物協会



## 災害廃棄物の処理等に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害廃棄物の処理等に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項、及び当該要請に基づき乙が実施する協力に関し必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この協定において、「市町村等」とは、長野県内の市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において発生した廃棄物であつて、その処理について市町村等が生活環境の保全上協力を要請する必要があると判断したものをいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、市町村等から次の各号の業務について要請があつた場合は、乙に対して協力要請をするものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の中間処理・最終処分
- (4) 前各号の業務の実施に伴い必要となる業務

2 前項の規定による協力の要請は、次に掲げる事項を示して文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 協力を必要とする市町村等の名称、担当部署・担当者名、連絡先電話番号
- (2) 市町村等から協力要請のあつた業務（以下「要請業務」という。）の内容
- (3) その他必要な事項

### （災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があつたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、要請業務に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、市町村等の指示に基づき要請業務を行うものとし、必要に応じてその内容、方法等について市町村等と協議するものとする。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、乙に県内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

(実施報告)

第6条 乙は、要請業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 協力を実施した市町村等の名称
- (2) 実施した業務の内容
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 要請業務の実施に要した費用については、当該要請を行った市町村等が負担し、その額は災害時等の直前における通常の価格を基準として、当該市町村等と乙で協議のうえ決定する。

(損害補償及び損害賠償)

第8条 乙が行う要請業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による。

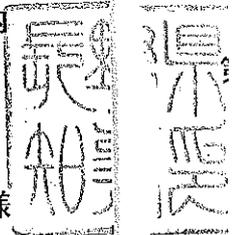
2 乙は、甲及び市町村等の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(協会の状況報告)

第9条 乙は、本協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、協力協会員数、車両、資機材等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(他都道府県への支援)

第10条 甲が、他の都道府県からの要請に基づき乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて可能な限り協力するものとする。



(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては生活環境部廃棄物対策課とし、乙においては協会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定める。

(協定の期間及び更新)

第13条 この協定の締結期間は、平成20年3月27日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年3月27日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

村井



乙 長野市大字南長野字南県町1002  
社団法人長野県産業廃棄物協会

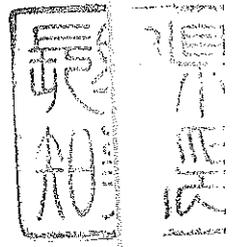
会

長

平栗幹夫



様  
社



様式第1号

年 月 日

社団法人長野県産業廃棄物協会  
会 長 様

長野県知事

災害廃棄物の処理等に関する協力要請書

「災害廃棄物の処理等に関する協定書」第3条2項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 市町村等に関する事項

名 称	
担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
その他	

2 業務に関する事項

業務の内容	
協力場所	
実施期間	
その他	

3 その他必要な事項

--

生活環境部廃棄物対策課（担当： ）  
電 話：026-235-7187 FAX：026-235-7259  
E-mail：haikibut@pref.nagano.jp

様式

長

長  
船

長  
船



様式第2号

年 月 日

長野県知事 様

社団法人長野県産業廃棄物協会  
会 長

災害廃棄物の処理等に関する実施報告書

「災害廃棄物の処理等に関する協定書」第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 市町村等に関する事項

名 称	
担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
その他	

2 業務に関する事項

業務の内容	
協力場所	
協力人員	
実施期間	
その他	

3 その他必要な事項

--